

# 入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年2月25日

京都府流域下水道事務所長 永濱 直行

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務の名称及び業務番号

桂川右岸流域下水道 雨水北幹線第2号・第3号管渠保守点検業務委託  
流3桂川右岸雨水第13号の1

### (2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

### (3) 契約期間

令和3年4月1日（木）から令和4年1月31日（月）まで

### (4) 履行場所

向日市鶏冠井町南金村ほか地内

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約及び入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号：(075) 954-1877

ファクシミリ番号：(075) 955-2224

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

#### ア 交付期間

令和3年2月25日（木）から令和3年3月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件等を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「ビル管理等」－小分類「特殊施設管理」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出せんしている団体が発注する業務委託で、平成18年4月1日以降に元請けとして、下水道終末処理場、中継ポンプ場、下水道類似施設（地域し尿処理施設、集落排水処理施設等）の処理場、上水道若しくは工業用水道の浄水場、河川の排水機場において運転管理業務または保守点検業務を受託した実績を有する者であること。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

提出期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格の確認通知

申請書等の受付後、令和3年3月10日（水）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、京都府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

#### 5 質問回答

(1) 質問については、質疑書（別記様式7）に要点を簡潔かつ明確に記載し、令和2年

3月3日（水）正午までに、ファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。  
（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答については、令和2年3月10日（水）までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

## 6 入札手続等

(1) 入札及び開札日時

令和3年3月12日（金）午後1時30分

(2) 入札及び開札場所

京都府流域下水道事務所 2階北会議室

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 入札の方法

ア 入札に参加する者は、(1)の開札日時までに(2)の場所へ入札書を持参すること。

イ 入札回数は、2回までとする。

ウ (1)の時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(4) 入札書

ア 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。また、代理人が入札する場合は、委任状（別記様式6）を提出しなければならない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「桂川右岸流域下水道 雨水北幹線第2号・第3号管渠保守点検業務委託 入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(5) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札に際しては、入札書に記載する金額の積算が分かる内訳書を併せて提出する

こと。内訳書の様式は自由であるが合計額は入札書に記載する額に一致させること。

なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。また、再度入札を行う場合は、内訳書の提出は要しない。

(7) 入札者は、その提出した入札書の書換、引換、変更、取消又は撤回をすることができない。

(8) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(9) 入札者は、仕様書、入札説明書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（入札箱に入札書を投函するまで）は入札を辞退することができる。

(11) 開札

ア 開札は、(1)の日時及び(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することはできない。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

キ 4に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条においてその例によるものとされた京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

イ 落札者が落札決定後、契約を締結するまでは、指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

ウ この入札に係る落札者の決定は、令和2年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和3年4月1日付けで行うこととする。

- 7 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 8 入札保証金  
免除する。
- 9 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 11 契約書の作成の要否  
要する。
- 12 入札の執行  
この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。
- 13 支払条件  
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。
- 14 その他  
(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。